

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正趣旨

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は政令委任されており、さらにその一部は省令委任されている。
- 今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号。以下「一部改正政令」という。）」において地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）の一部を改正する予定である。
- 一部改正政令の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号。以下「施行規則」という。）について、必要な改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 年間高額療養費の住民税非課税区分の新設（施行規則第 2 条の 4 の 6 第 5 項から第 8 項まで）
地共済令第 23 条の 3 の 3 の高額療養費（外来療養に係る年間の高額療養費）及び第 23 条の 3 の 3 の 2 の高額療養費（新設する年間の高額療養費）の算定基準額について、一部改正政令により住民税非課税区分が新設されることに伴い、当該区分の要件に関する規定の整備を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和 8 年 7 月 31 日

施行日：令和 8 年 8 月 1 日